

議案第 22 号

石岡市高齢者居室整備資金貸付条例を廃止する条例を制定することについて

石岡市高齢者居室整備資金貸付条例を廃止する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 22 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

高齢者居室整備資金貸付の廃止に伴い、石岡市高齢者居室整備資金貸付条例を廃止するため。

石岡市高齢者居室整備資金貸付条例を廃止する条例

石岡市高齢者居室整備資金貸付条例（平成17年石岡市条例第112号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の石岡市高齢者居室整備資金貸付条例の規定に基づく貸付金を償還している者については、なお従前の例による。